

面 会 規 定

1. 目的

本規定は、患者の療養環境の維持と患者・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、当院における面会の取扱いについて定めるものである。

2. 基本方針

当院は、患者の社会的つながりの維持及び療養上の安心の確保の観点から、面会について原則として制限を行わない方針とする。

ただし、患者の安全及び療養環境の確保の観点から必要な範囲で面会方法の調整を行うことがある。

3. 面会時間

面会時間は原則として以下の時間帯とする。

- ・ 14時～19時

4. 面会時の留意事項

面会者は以下の事項を遵守することとする。

- ・ 患者の療養環境を妨げないこと
- ・ 病棟職員の指示に従うこと
- ・ 感染症症状（発熱・咳等）がある場合は面会を控えること
- ・ 面会時は手指衛生及びマスクの着用を行うこと
- ・ 大人数での長時間の面会は控えること
- ・ 未就学児の面会については主治医に確認のうえ行うこと

5. 面会手順

面会者は以下の手順により面会を行うこととする。

- ・ 面会時に体温の測定を行うこと
- ・ 面会者名簿に必要事項を記入すること

6. 面会制限を行う場合

次のような場合には、患者及び他の患者の安全確保の観点から、面会方法を制限することがある。

- ・感染症の流行時
- ・患者の治療・処置中
- ・重症患者の療養環境確保が必要な場合
- ・医療安全上必要と判断される場合

7. 規定の周知

本規定は院内掲示、ホームページ等により患者及び家族等へ周知する。

2026年6月1日 作成

医療法人社団原道会 摩利支病院